

SMARTCC約款【新旧対照表】

旧		新		備考
第1章 総則 第1条 ~ 第4条(略)		第1章 総則 第1条 ~ 第4条(略)		
第5条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		第5条 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		
用語	用語の意味	用語	用語の意味	
1. 電気通信設備	(略)	1. 電気通信設備	(略)	
2. 電気通信サービス	(略)	2. 電気通信サービス	(略)	
3. SMART Communication&Collaboration Cloud 設備	(略)	3. SMART Communication&Collaboration Cloud 設備	(略)	
4. SMART Communication&Collaboration Cloud	(略)	4. SMART Communication&Collaboration Cloud	(略)	
5. SMART Communication&Collaboration Cloud 取扱所	(略)	5. SMART Communication&Collaboration Cloud 取扱所	(略)	
6. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約	(略)	6. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約	(略)	
7. 契約者	(略)	7. 契約者	(略)	
8. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約者識別番号	(略)	8. SMART Communication&Collaboration Cloud 契約者識別番号	(略)	
9. 会員	(略)	9. 会員	(略)	
10. アクセスポイント	(略)	10. アクセスポイント	(略)	
11. テレビ会議	自営端末設備、おまかせパックにより当社が提供する端末設備を介して契約者および参加者が行う会議	11. テレビ会議	自営端末設備、おまかせパック等により当社が提供する端末設備を介して契約者および参加者が行う会議	
		12. 遠隔作業支援	自営端末設備および別記3に定めるスマートグラス端末を介して現場支援アプリケーションを利用して契約者および参加者が行う会議	
12. 利用者	契約者が指定する者であって、利用者識別符号を利用しテレビ会議を開催する者	13. 利用者	契約者が指定する者であって、利用者識別符号を利用しテレビ会議および遠隔作業支援を開催する者	
13. 参加者	契約者又は利用者が指定するものであって、テレビ会議に参加する者	14. 参加者	契約者又は利用者が指定するものであって、テレビ会議および遠隔作業支援に参加する者	
14. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備(パソコン、スマートフォン、タブレット等も含みます。)	15. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備(パソコン、スマートフォン、タブレット、スマートグラス端末等も含みます。)	
15. 端末設備	(略)	16. 端末設備	(略)	
16. 利用端末	(略)	17. 利用端末	(略)	
17. SMART Communication&Collaboration Cloud アプリケーション	(略)	18. SMART Communication&Collaboration Cloud アプリケーション	(略)	

SMARTCC約款【新旧対照表】									
旧		新	備考						
		19. 現場支援アプリケーション	本サービスをスマートグラス端末等で遠隔作業支援を行うために利用するアプリケーション						
18. 利用拠点	(略)	20. 利用拠点	(略)						
19. 料金月	(略)	21. 料金月	(略)						
20. 消費税相当額	(略)	22. 消費税相当額	(略)						
21. 請求事業者	(略)	23. 請求事業者	(略)						
		第5条の2（本サービスの種類） 本サービスには次の種類があります。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>当社のSMART Communication&Collaboration Cloud設備を利用する電気通信サービスであって、<u>自営端末設備および別記1ならびに別記2に定める端末を利用してテレビ会議できるもの。</u></td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>当社のSMART Communication&Collaboration Cloud設備を利用する電気通信サービスであって、<u>現場支援アプリケーションを利用して自営端末設備および別記3に定めるスマートグラス端末を主に利用して遠隔作業支援できるもの。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	タイプ1	当社のSMART Communication&Collaboration Cloud設備を利用する電気通信サービスであって、 <u>自営端末設備および別記1ならびに別記2に定める端末を利用してテレビ会議できるもの。</u>	タイプ2	当社のSMART Communication&Collaboration Cloud設備を利用する電気通信サービスであって、 <u>現場支援アプリケーションを利用して自営端末設備および別記3に定めるスマートグラス端末を主に利用して遠隔作業支援できるもの。</u>	
種類	内容								
タイプ1	当社のSMART Communication&Collaboration Cloud設備を利用する電気通信サービスであって、 <u>自営端末設備および別記1ならびに別記2に定める端末を利用してテレビ会議できるもの。</u>								
タイプ2	当社のSMART Communication&Collaboration Cloud設備を利用する電気通信サービスであって、 <u>現場支援アプリケーションを利用して自営端末設備および別記3に定めるスマートグラス端末を主に利用して遠隔作業支援できるもの。</u>								
第2章 本サービスの提供範囲 第6条～第8条(略) 第3章 会員 第9条～第12条(略) 第4章 契約 第13条(略) 第14条（本契約申込の方法） 本契約の申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、SMART Communication&Collaboration Cloud 取扱所に提出していただきます。この場合、当社は、印鑑証明書、その他の公的機関が発行する証明書等の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。 (1) 本サービスの種別等 (2) 利用拠点の場所 (3) 利用端末についての情報 (4) テレビ会議の設定情報 (5) ネットワーク情報 (6) その他申込の内容を特定するために必要な事項		第2章 本サービスの提供範囲 第6条～第8条(略) 第3章 会員 第9条～第12条(略) 第4章 契約 第13条(略) 第14条（本契約申込の方法） 本契約の申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、SMART Communication&Collaboration Cloud 取扱所に提出していただきます。この場合、当社は、印鑑証明書、その他の公的機関が発行する証明書等の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。 (1) 本サービスの種類 (2) 利用拠点の場所 (3) 利用者数等 (4) 利用端末についての情報 (5) <u>テレビ会議および遠隔作業支援の設定情報</u> (6) ネットワーク情報 (7) その他申込の内容を特定するために必要な事項							

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第15条(略) 第16条(使用許諾について) 当社は、契約者および参加者に対して SMART Communication&Collaboration Cloud アプリケーション(以下、「本アプリケーション」といいます。)を使用する権利を与えます。ただし、契約者および参加者は当社のいかなる商標、商号もしくはサービス・マークに関する権利を付与されたものではありません。 2 (略)</p>	<p>第15条(略) 第16条(使用許諾について) 当社は、契約者および参加者に対して SMART Communication&Collaboration Cloud アプリケーションおよび現場支援アプリケーション(以下総称して、「本アプリケーション」といいます。)を使用する権利を与えます。ただし、契約者および参加者は当社のいかなる商標、商号もしくはサービス・マークに関する権利を付与されたものではありません。 2 (略)</p>	
<p>第17条(最低利用期間) 本サービスには、別紙1料金表に定めるところにより、最低利用期間があります。 2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日を起算開始日として別表1料金表に定める期間とします。 3 (略)。</p>	<p>第17条(最低利用期間) 本サービスには、別紙1料金表および別紙2料金表に定めるところにより、最低利用期間があります。 2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日を起算開始日として別表1料金表および別紙2料金表に定める期間とします。 3 (略)</p>	
<p>第18条～第20条(略) 第21条(その他の契約内容の変更) 1 (略) 2 前項の請求があったときは、当社は、第15条(本契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。ただし、別紙1料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 3 (略)</p>	<p>第18条～第20条(略) 第21条(その他の契約内容の変更) 1 (略) 2 前項の請求があったときは、当社は、第15条(本契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。ただし、別紙1料金表および別紙2料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 3 (略)</p>	
<p>第22条(契約者が行う本契約の解除) 契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除希望日の10日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書により通知していただきます。ただし、別紙1料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>	<p>第22条(契約者が行う本契約の解除) 契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除希望日の10日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書により通知していただきます。ただし、別紙1料金表および別紙2料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>	
<p>第23条(略) 第5章 利用中止等 第24条～第25条(略) 第6章 通信 第26条～第27条(略) 第7章 料金 第28条(料金及び工事に関する費用) 当社が提供する本サービスの料金は、別紙1料金表第1表および第3表に定めるところによります。 2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙1料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。</p>	<p>第23条(略) 第5章 利用中止等 第24条～第25条(略) 第6章 通信 第26条～第27条(略) 第7章 料金 第28条(料金及び工事に関する費用) 当社が提供する本サービスの料金は、別紙1料金表第1表および第3表ならびに別紙2料金表(利用料金)に定めるところによります。 2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙1料金表第2表および別紙2料金表(工事料金)に定めるところによります。</p>	

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第29条(略)</p> <p>第30条 (工事費の支払義務)</p> <p>本契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別紙1料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその本契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第29条(略)</p> <p>第30条 (工事費の支払義務)</p> <p>本契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別紙1料金表第2表および別紙2料金表(工事料金)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその本契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>第31条～第40条(略)</p> <p>第8章 損害賠償 第41条～第43条(略)</p> <p>第9章 雑則 第44条～第56条(略)</p>	<p>第31条～第40条(略)</p> <p>第8章 損害賠償 第41条～第43条(略)</p> <p>第9章 雑則 第44条～第56条(略)</p> <p>第10章 附帯サービス</p> <p>第57条(附帯サービス)</p> <p>本サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。</p>	

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
	<p>別記</p> <p>1 おまかせパックの提供</p> <p>当社は、契約者から請求があったときは、おまかせパック(当社が、その契約者からの申出により本サービスの利用に係る端末設備等(端末設備及びこれに付随する設備を含みます。以下同じとします。)及び端末設備に関する保守サービスを提供するものを言います。以下同じとします。)を提供します。この場合において契約者は、料金表別紙1第3表(テレビ会議おまかせパック)に定める料金の支払いを要します。</p> <p>(1) おまかせパックには、料金表別紙1第3表(テレビ会議おまかせパック)に定めるところにより、最低利用期間があります。</p> <p>(2) (1)の最低利用期間は、おまかせパックの提供を開始した日を含む利用月の翌料金月から起算して36料金月の末日までとします。</p> <p>(3) 契約者は(2)の最低利用期間内に、おまかせパックの廃止があった場合は、当社が定める期日までに残余の期間の額を一括して支払っていただきます。</p> <p>(4) おまかせパックに係る端末設備等(以下、「おまかせパック端末設備等」といいます。)を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。</p> <p>(5) おまかせパック端末設備等に必要な電気は、契約者から提供していただきます。</p> <p>(6) 契約者は、おまかせパック端末設備等を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。</p> <p>(7) 契約者は、当社が設置したおまかせパック端末設備等を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。</p> <p>(8) 契約者は(7)の規定に違反したおまかせパック端末設備等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。</p> <p>(9) 当社は、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのサービスにおいて使用されるおまかせパック端末設備等に係る料金の支払い及び損害賠償について、そのサービスに準じて取り扱います。</p> <p>(10) (1)から(9)までに規定するほか、おまかせパック端末設備等に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるものを除き、本サービスに準ずるものとします。</p> <p>(注) (10)に規定する当社が別に定めるものは、本規約第56条(特約)に定めるところによりま</p> <p>す。</p>	

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
	<p><u>2 テレビ会議専用端末機器の販売等</u></p> <p><u>(1) 当社は契約者から請求があったときは、テレビ会議専用端末機器(契約者がテレビ会議を利用するために使用する機器及びこれに付随する機器をいいます。以下同じとします。)を販売します。この場合、契約者は、販売する機器により当社が個別に算定する料金の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第 56 条(特約)に定めるところによります。</u></p> <p><u>(2) 当社は契約者((1)に規定するテレビ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。)から請求があったときは、テレビ会議専用端末機器の設置に係る工事を行いません。この場合、契約者は当社が個別に算定する工事費の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第 56 条(特約)に定めるところによります。</u></p> <p><u>(3) テレビ会議専用端末機器の引渡しは、当社が、契約者がテレビ会議専用端末機器を受取ったことを確認したことにより完了するものとします。</u></p> <p><u>(4) テレビ会議専用端末機器の所有者の所有権は、契約者によるテレビ会議専用端末機器の販売に関する料金、テレビ会議専用端末機器の設置に係る工事に関する費用及びその他の債務の支払いの完了をもって当社から契約者に移るものとします。</u></p> <p><u>(5) 当社は、契約者((1)に規定するテレビ会議専用端末機器の販売に係る者に限ります。)から請求があったときは保守サービスを提供します。</u></p> <p><u>(6) 契約者は、次に掲げる事項について保証するものとします。</u></p> <p><u>ア 契約者が、関連法規によりテレビ会議専用端末に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないこと</u></p> <p><u>イ テレビ会議専用端末を、核兵器含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと</u></p> <p><u>ウ テレビ会議専用端末機器をアに規定する者に輸出又は提供しないこと</u></p> <p><u>(7) (1)から(6)までに規定するほか、テレビ会議専用端末機器の販売販売に関する料金及び工事に関する費用の支払い方法については第 32 条(料金等の支払い)及び消費税相当額の加算については第 40 条(消費税等)、延滞利息については第 36 条(延滞利息)の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、本サービスに準じるものとします。</u></p>	

SMARTCC約款【新旧対照表】				
旧	新	備考		
	<p>3 スマートグラス端末の販売等</p> <p>(1) 当社は契約者から請求があったときは、スマートグラス端末機器を販売します。この場合、契約者は、販売する機器により当社が個別に算定する料金の支払いを要します。この場合においてこの料金は本規約第 56 条(特約)に定めるところによります。</p> <p>(2) スマートグラス端末機器の引渡しは、契約者((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。)がスマートグラス端末機器を受取ったことを当社が確認したことにより完了するものとします。</p> <p>(3) スマートグラス端末機器の所有権は、契約者((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。)によるスマートグラス端末機器の販売に関する料金、スマートグラス端末機器の設定に係る工事に関する費用及びその他の債務の支払いの完了をもって当社からテレビ会議契約者((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。)に請求するものとします。</p> <p>(4) 当社は、スマートグラス端末機器の販売及び設置に関わる工事を日本国内でのみ行います。</p> <p>(5) 契約者((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。)は、次に掲げる事項について保証するものとします。</p> <p>ア 契約者((1)に規定するスマートグラス端末機器の販売に係る者に限ります。)が、関連法規によりスマートグラス端末機器に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないこと</p> <p>イ スマートグラス端末機器を、核兵器含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと</p> <p>ウ スマートグラス端末機器をアに規定する者に輸出又は提供しないこと</p> <p>(6) (1)から(5)までに規定するほか、スマートグラス端末機器の販売に関する料金及び工事に関する費用の支払い方法については第 32 条(料金等の支払い)及び消費税相当額の加算については第 40 条(消費税等)、延滞利息については第 36 条(延滞利息)の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、本サービスに準じるものとします。</p>			
	<p>附則</p> <p>1 この改正約款は、令和4年4月5日より実施します。</p> <p>2 この改正規定の実施の際に、当社が改定前の規定により提供している次表の左欄のサービスはこの改定規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="1137 1129 2013 1222"> <tr> <td>SMART Communication&Collaboration Cloud サービス</td> <td>SMART Communication&Collaboration Cloud サービス タイプ1</td> </tr> </table> <p>3 この改正規定の実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。</p>	SMART Communication&Collaboration Cloud サービス	SMART Communication&Collaboration Cloud サービス タイプ1	
SMART Communication&Collaboration Cloud サービス	SMART Communication&Collaboration Cloud サービス タイプ1			

SMARTCC約款【新旧対照表】

旧	新	備考
別紙 1 料金表(第 1 表 料金)(略)	別紙 1 料金表(第 1 表 料金)(略)	
別紙 1 料金表(第 2 表 工事に関する費用)(略)	別紙 1 料金表(第 2 表 工事に関する費用)(略)	

SMARTCC約款【新旧対照表】

旧					新					備考
別紙1 料金表(第3表 オプションメニューに関する費用)					別紙1 料金表(第3表 オプションメニューに関する費用)					
サービスの種類	提供日時及び制限等	請求単位	料金	備考	サービスの種類	提供日時及び制限等	請求単位	料金	備考	
ミーティングコンシェル				(略)	ミーティングコンシェル				(略)	
スケジューラー連携				(略)	スケジューラー連携				(略)	
レポートサービス				(略)	レポートサービス				(略)	
回線バンドルサービス(※2)				(略)	回線バンドルサービス(※2)				(略)	
インターネットH.323接続				(略)	インターネットH.323接続				(略)	
WebRTC接続(※4)				(略)	WebRTC接続(※4)				(略)	
Webex Teams接続(※4)				(略)	Webex Teams接続(※4)				(略)	
ポートプラス				(略)	ポートプラス				(略)	
Smart REC(※4)	利用費	(略)		最低利用期間1年間 Smart-LE 対象外 別途ミーティングコンシエルの契約が必要 40時間録画	Smart REC(※4)	利用費	(略)		最低利用期間1年間 Smart-LE 対象外 別途ミーティングコンシェルまたはスケジューラー連携の契約が必要 40時間録画	
	追加ストレージ	(略)		最低利用期間1ヶ月間 Smart-LE 対象外 別途ミーティングコンシエルの契約が必要		追加ストレージ	(略)		最低利用期間1ヶ月間 Smart-LE 対象外 別途ミーティングコンシェルまたはスケジューラー連携の契約が必要	
Smart 翻訳(※4)				(略)	Smart 翻訳(※4)				(略)	
Smart FullHD(※4)				(略)	Smart FullHD(※4)				(略)	
Smart Cast(※4)	(略)			最低利用期間1年間 Smart-LE 対象外 別途ミーティングコンシエルの契約が必要 転送容量1TBまたは配信時間20時間まで利用可	Smart Cast(※4)	(略)			最低利用期間1年間 Smart-LE 対象外 別途ミーティングコンシェルまたはスケジューラー連携の契約が必要 転送容量1TBまたは配信時間20時間まで利用可	
電話接続(※4)				(略)	電話接続(※4)				(略)	

SMARTCC約款【新旧対照表】

旧					新					備考
サービスの種類	提供日時及び制限等	請求単位	料金	備考	サービスの種類	提供日時及び制限等	請求単位	料金	備考	
Web会議接続(M)※4	初期費	(略)	(略)	最低利用期間1年間 Smart-LE 対象外 別途ミーティングコンシールの契約 が必要 2020年12月14日より新規受付停止	Web会議接続(M)※4	初期費	(略)	(略)	最低利用期間1年間 Smart-LE 対象外 別途ミーティングコンシールまたは スケジューラー連携の契約が必要 2020年12月14日より新規受付停止	
	基本利用費					基本利用費				
	端末接続利用費					端末接続利用費				
	会議室接続利用費					会議室接続利用費				
Web会議接続(M)※4 Type2	初期費	(略)	(略)	最低利用期間1年間 Smart-LE 対象外 別途ミーティングコンシールの契約 が必要	Web会議接続(M)※4 Type2	初期費	(略)	(略)	最低利用期間1年間 Smart-LE 対象外 別途ミーティングコンシールまたは スケジューラー連携の契約が必要	
	基本利用費					基本利用費				
	端末接続利用費					端末接続利用費				
	会議室接続利用費					会議室接続利用費				
ソフトウェアVPN接続			(略)		ソフトウェアVPN接続			(略)		
閉域WebRTC接続			(略)		閉域WebRTC接続			(略)		
アドレス帳修正サービス			(略)		アドレス帳修正サービス			(略)		
ディレクターサービス			(略)		ディレクターサービス			(略)		
時間外サポートサービス			(略)		時間外サポートサービス			(略)		
オンサイトサポートサービス			(略)		オンサイトサポートサービス			(略)		
テレビ会議おまかせパック			(略)		テレビ会議おまかせパック			(略)		

※1 ~ ※8(略)

※1 ~ ※8(略)

SMARTCC約款【新旧対照表】

旧	新	備考																															
	<p>別紙 2 料金表</p> <p>■工事料金</p> <table border="1" data-bbox="1061 277 2020 510"> <thead> <tr> <th colspan="2">サービスの種類</th> <th>請求単位</th> <th>料 金</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期工事</td> <td>初期工事基本費</td> <td>1 申込</td> <td>100,000 円 (税込 110,000 円)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>変更工事</td> <td>変更工事基本費</td> <td>1 申込</td> <td>10,000 円 (税込 11,000 円)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>■利用料金</p> <table border="1" data-bbox="1061 574 2020 887"> <thead> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>請求単位</th> <th>料 金</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユーザーID</td> <td>1ID</td> <td>0 円/月 (税込 0 円/月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用費</td> <td>1 同時 接続</td> <td>20,000 円/月 (税込 22,000 円/月)</td> <td>最低利用期間 1 年</td> </tr> <tr> <td>アプリケーション 利用費(※1)</td> <td>1 同時 接続</td> <td>10,000 円/月 (税込 11,000 円/月)</td> <td>最低利用期間 1 年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 アプリケーションのダウンロード、アプリケーションでの発信、着信、通話、コンテンツダウンロード等インターネット接続に必要なパケット通信料はお客様のご負担となります。 また、アプリケーションは定期的に自動通信を行う場合があります、その際もパケット通信料が発生いたします。</p>	サービスの種類		請求単位	料 金	備 考	初期工事	初期工事基本費	1 申込	100,000 円 (税込 110,000 円)	—	変更工事	変更工事基本費	1 申込	10,000 円 (税込 11,000 円)	—	サービスの種類	請求単位	料 金	備 考	ユーザーID	1ID	0 円/月 (税込 0 円/月)		利用費	1 同時 接続	20,000 円/月 (税込 22,000 円/月)	最低利用期間 1 年	アプリケーション 利用費(※1)	1 同時 接続	10,000 円/月 (税込 11,000 円/月)	最低利用期間 1 年	
サービスの種類		請求単位	料 金	備 考																													
初期工事	初期工事基本費	1 申込	100,000 円 (税込 110,000 円)	—																													
変更工事	変更工事基本費	1 申込	10,000 円 (税込 11,000 円)	—																													
サービスの種類	請求単位	料 金	備 考																														
ユーザーID	1ID	0 円/月 (税込 0 円/月)																															
利用費	1 同時 接続	20,000 円/月 (税込 22,000 円/月)	最低利用期間 1 年																														
アプリケーション 利用費(※1)	1 同時 接続	10,000 円/月 (税込 11,000 円/月)	最低利用期間 1 年																														